

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | | |
|-----------|--|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 平成29年第2回杉並区議会定例会において議案第44号により議決を得た「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設電気設備工事」 | |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金338,040,000円 |
| | 変更後の契約金額 | 金339,207,270円 |
| | 契約金額の増額 | 金1,167,270円 |
| 3 変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。 | |
| 4 専決処分年月日 | 平成31年1月17日 | |